



### 1. かつて無いリスクが襲う

米国産牛肉のBSE（狂牛病）問題が発生し、米国産牛肉が全面輸入禁止となり、外食産業や小売業に多大な影響を及ぼしています。

さらに、日本を始めアジア各地で鳥インフルエンザが蔓延し、接触し感染した人が死亡したり、昨年SARS（重度急性呼吸器症候群）騒動に続き、10年前には考えられないリスクが次々と発生しています。

茨城県の霞ヶ浦でもKHV（コイヘルペス）の蔓延を防ぐために鯉の養殖業者が、出荷停止と残った鯉の廃棄処分により、廃業を余儀なくさせられてしまいました。リストラによるレイオフ（解雇）も厳しいが、外的要因で突然事業ができないリスクはさらに厳しいものになると思います。負債を抱えていればなおのこと大変です。

話は変わりますが、1月11日の朝日新聞に顧客情報横流しという見出しが1面に大きくでました。これは、ある自動車販売ディーラーが、損害保険会社の代理店として顧客と取り交わした「自動車保険契約申込書」を顧客に無断で他の損害保険会社に提供していた事件です。ここで、問題となるのは、顧客に無断で、他の保険会社に情報を垂れ流していることが日常化している点（両社共無頓着）と、ディーラー系保険代理店は自動車保険の扱い高も多く、また、人材も豊富にいるにもかかわらず、自動車保険の見積を自社内で行わず、保険会社に見積を丸投げしている点です。この事件は第三者へ情報が漏れたので発覚しました。

企業としての倫理観と責任感の欠如としか言いようのない事件です。

来年春から全面施行される個人情報保護法は、個人データを本人の同意を得ずに第三者に渡すことを原則として禁じますので、法令違反になる恐れがでてきます。

当社では、損害保険も生命保険も全て自社による責任設計をしております。当社のクルーは私を入れて3人だけですが、保険設計に必要なパソコン6台を駆使して、全員で設計をします。現在に至るまで、お客様のデータが記入されている帳票などを、保険会社にそのまま渡して設計依頼したことは、一度もありません。

保険設計はお客様のリスクやニーズを的確に反映させるべきと信じていますので、自社で責任ある設計をして、お客様にきちんと説明をすることが当然だと思います。

また、お客様の情報管理は当社の最重点事項となります。

守秘義務を守ることはもちろん、お客様情報は鍵のかけられるロッカーに保管しています。

雇用の規定にも情報漏洩については厳しい罰則規定を設けています。パソコンに入っている情報についても、セキュリティ対策は最善のものを使用しています。情報記載書類はダブルカットシュレッダーで処理をしています。また、小さい事務所ながら、夜間や休日の留守

中のことを考え、セコムとの警備保障契約をしており、万全を尽くしております。

## 2. リスクのクスリ

前回から続きます。今回からは保険とはリスクマネジメントの中でどんな位置づけなのか説明しておりますので、かたぐるしいとは思いますが是非読んで下さい。

### (移転)

リスクファイナンスにおける移転とは、第三者にリスクを移転する方法であり、代表的な例が保険です。

### ①保険

企業や個人の活動で想定される突然かつ多額の損失は、予想が難しく、ひとたび発生すると経営や家計の不安定化を招きます。

保険を購入することにより、リスクを保険料という確定した平準コストに置き換えられ、補てん限度額までのリスクをヘッジすることができます。また、保険料は税務上、企業では全額損金処理（保険種類による）が可能で、個人では損害保険料控除や生命保険料控除、個人年金保険料控除の対象となるものもあり優遇されています。

保険には、これ以外に、事故処理や防災指導などのサービス機能、および保険に加入することで企業などでは信用を高める信用補完機能があります。

### ②保険以外の方法による移転

保険に類似した方法として、保証、共済、基金があります。また、投機的リスクにおけるリスクファイナンスとして、先物取引のように、現物取引と反対の取引で行うことによって価格変動リスクを相殺したり、金利スワップ取引のように、固定金利の貸出と変動金利の貸出を交換して金利変動リスクを相殺したりする方法もあります。

さらに、ホールド・ハームレス契約のように、その契約がなければ負担せざるをえないリスクを、契約によって相手側に負担させられる方法もあります。

例えば、建設工事請負契約において、建設業者の過失で損害賠償を求められる場合に、発注者も訴えられる可能性があるため、あらかじめ発注者と建設業者の間で「責任はすべて建設業者が負担する」といった契約をしておくことなどです。

### ※リスクファイナンスに関する注意事項

企業や個人に取り巻くリスクは、種類や発生頻度、規模などさまざまであり、あらゆるリスクに対して保険で対応する事は不可能であります。

また、たとえ商品化されている保険であっても、診査や査定の結果、引き受け拒否になったり、保険金が削減されたり、高額な保険料を請求されることもあります。

保険はもっとも手軽なリスクマネジメント手法のひとつであるため、すべて保険で処理しようと考えがちになりますが、保険の限界を認識し、リスクの種類に応じて適切な処理方法を選択する事が必要となります。

また、近年、保険ブローカー制度の創設、生損保の相互参入、保険会社の破綻、保険料の自由化、ソルベンシーマージン（保険支払能力）の公開、S&Pやムーディーズ、AMベストなど格付会社による格付けなど、保険業界は劇的な変化の時代を迎えております。

これらの変化は、保険料の低廉化やサービスに向上につながり、利用者にとっては歓迎すべきものでありますが、一方では、氾濫する情報の整理や適切な手法の選択において、企業や個人にも自己責任を問われることとなります。

このような状況に対応するためには、各種の情報を積極的に収集するとともに、信用のおける保険コンサルタント（代理店など）やブローカーといった専門家のアドバイスを受けていくことも必要となります。

### 3. 保険DE運用

火災保険の長期保険特約の長期係数が4月1日に引き上げとなります。

火災保険の年間保険料が5万円と仮定しますと、一般的に毎年5万円の保険料を払い続けることとなります。10年間では、5万円×10年＝50万円の保険料負担となります。

これを、まとめて支払った場合、10年間で25%の割引となるため、長期係数7.5を乗じて37万5千円の保険料に割り引きとなります（実際は保険料率そのものに係数を乗じため、実際は端数処理の関係で多少保険料は変わります）。

その係数が10年では8.0に変わり、言い換えれば25%引きから20%引きに変わるということとなります。長期になるほど差がでます。現係数の割引率は予定利率3%を基準にしていますが、4月からは1.5%を基準となる予定です。

長期係数は住宅ローンや負債の質権用契約に多用されてますが、一般契約ではあまり見かけません。しかし、積立型の火災保険（一時払い）では大いに関係してきます。

そこで、今回はセコム損保の安心ニューダブルの紹介です。

1,000万円の火災補償で保険期間は6年間、専用住宅で木造建築の場合一時払い保険料は、2,917,600円で6年後の満期返戻金は3,000,000円となり、年平均利回りは0.470%となります。

専用住宅で耐火造りの場合は保険料が2,849,300円となり、年平均利回りは0.881%

となります。満期返戻金は現時点では一時所得扱いとなりますので、利息部分は50万円以下の場合、実質非課税となります（その年に他の一時所得が無いとして）。

確定利回り商品の中では、高金利の部類に入ります。

さらに、6年間に渡り損害保険控除（短期）が受けられます。

そして、補償部分がありますので、全額まかなえれば毎年掛けている火災保険料がいらなくなります。一部をまかなっている場合は、物件評価（新築価格）金額から差し引いた金額で保険を掛ければ良いので、コストダウンとなります。

保険料は50万円ぐらいから設定ができ、物件は専用住宅と店舗併用住宅が対象となります。長期係数の引き上げは積立型火災保険の保険料アップにつながる可能性があります。

ご興味のある方は別紙一覧表を参照して下さい。

